

70歳以上の
方の

限度額適用認定証についてのお知らせ

これまで、70歳以上の組合員または被扶養者が診療を受ける場合、保険証と高齢受給者証を医療機関等の窓口提示すれば自動的に自己負担限度額が適用されてきました。

しかし、平成30年8月から高額療養費の自己負担限度額の引き上げが行われたことにより、一定以上所得者の方があらかじめ自己負担限度額までの支払いにするには、限度額適用認定証の申請手続きが必要となります。

注：低所得者に該当する方は、これまで同様『限度額適用・標準負担額減額認定証』の申請が必要です。



申請が必要になる方

70歳以上の組合員または被扶養者で自己負担割合が3割であり、かつ標準報酬の月額が28万円以上83万円未満の方